

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野7. 生活環境の整備(障害に配慮したまちづくり)					
分野目標	障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、 <b>障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去</b> を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。				
(1)「住まい・住環境の整備」					
7-(1)-1	市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居				
	市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取り組みを進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	市営住宅整備事業	市営住宅の既存ストックの有効活用を図りながら、老朽化の著しい市営住宅の計画的な集約建替えにより適切な供給を行います。	無	建築都市局住宅整備課	
既存 65	市営住宅定期募集における住宅困窮者募集(障害者世帯)	市営住宅の定期募集において、障害者世帯に対し一般抽選枠とは別に募集枠を確保する優先的な取扱いを行い、障害者世帯の居住安定確保を図ります。	無	建築都市局住宅管理課	
7-(1)-2	一般住宅への入居支援				
	障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を行います。また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 65	居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある方に対し、家探しや入居に必要な手続の支援を行うとともに、入居を継続するための関係機関との連絡調整などを行い、障害のある方の地域生活を支援します。	無	障害者支援課(障害者相談支援)
既存	居住支援協議会の開催	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害のある人等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、「高齢者・障害者住まい探しの協力店制度」の紹介や、「住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅登録制度」等の情報提供を行います。	無	建築都市局住宅計画課	
既存 68	粗大ごみ持ち出しサービス事業	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。	無	環境局業務課	
7-(1)-3	すこやか住宅等多様な住宅供給の促進				
	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した多様な住宅供給を促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 66	「すこやか住宅」の改造助成	障害のある人等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改良するための経費の一部を助成します。	無	障害福祉企画課(在宅支援)
既存 66	すこやか住宅普及事業	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を推進するため、相談体制の充実を図るとともに、市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などを行います。	無	建築都市局住宅計画課	
既存	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	住宅部局と福祉部局が連携して、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給など、障害のある人や高齢者向けの住宅供給を促進します。	無	建築都市局住宅計画課	
7-(1)-4	日常生活用具の給付等				
	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 46	日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。	1-(2)-1 1-(4)-1 8-(3)-2	障害福祉企画課(在宅支援)	
7-(1)-5	グループホーム等の整備促進				
	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 61	施設入所者の地域生活への移行(グループホームへの助成)	グループホーム等開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施等により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。		障害者支援課(障害者事業支援)	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
7-(1)-6	障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化			
	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法、消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存	事業者指導	集団指導や実地指導等を通じて、防火安全体制の強化に向け、建築基準法、消防法の遵守について、事業者等を指導します。	無
既存	民間建築物指導業務(定期報告制度推進事業・違反建築物防止対策事業)	民間建築物の適切な維持管理のため、違反是正指導、防災指導、特定建築物等の定期報告等を行いません。	無	建築都市局建築指導課
既存 121	福祉施設等の防火安全対策	福祉施設等に対する消防同意や立入検査を通じて、防火安全対策を行います。	9-(1)-6	消防局指導課
7-(1)-7	地域ぐるみの防災ネットワークの構築			
	災害時の避難等において、地域住民の協力が非常に重要であるため、障害のある人や、障害福祉サービス事業所等に対して、日頃から、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入等を促します。 また、今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、避難行動要支援者等への情報提供や地域住民による避難支援等について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存	自治会・町内会への加入促進	マンション等の加入促進に向けたマンション管理会社への働きかけを行います。また、地域コミュニティの重要性や自治会の必要性について幅広く理解を求めます。	無
既存 177	みんなde Bousaiまちづくり推進事業	災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指し、小学校区単位で「地区防災計画」の策定を図るとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組みます。	9-(1)-3	危機管理室
既存 175	避難行動要支援者避難支援事業	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会を中心とした避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進します。	9-(1)-3	危機管理室

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
(2)「移動しやすい環境の整備等」				
7-(2)-1	公共交通機関旅客施設等における配慮			
	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存	公共交通機関旅客施設等における総合的な安全対策	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、また人的な対応の充実など、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。	無
7-(2)-2	公共交通機関のバリアフリー化の促進			
	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、 <b>路線バスにノンステップバスやワンステップバス等</b> の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差解消など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 119	低床バスの導入促進	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスにノンステップバスの導入を進めていきます。	無
	既存 119	低床バスの導入促進	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性、安全性の向上のため、路線バス事業者のノンステップバス等の導入促進を支援します。	無
既存 117	JR既存駅のバリア解消促進等事業	JR既存駅について、エレベーターやスロープ等を設置することにより、段差解消を図るバリアフリー化の促進を支援します。	無	
7-(2)-3	公共交通機関以外の移動手段の確保			
	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。 また、非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人等が提供している移送サービス(福祉有償運送)の普及促進を図ります。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 82	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、①身体障害者手帳が1級または2級の人(視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害)、②療育手帳がAの人、③精神障害者保健福祉手帳が1級の人(ただし、いずれも施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗り運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成します。	無
	既存 89	精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成	精神障害のある人が通所施設等へ通所する際にかかる交通機関利用時の運賃について、その実支出額(または定期券額)の半額(上限額5,000円)を助成します。	無
	既存 142	リフトバス運行事業	障害のある人の活動・外出を支援し、社会参加を促進するため、概ね10以上の障害のある人のグループが行う研修やレクリエーション等の活動に対し、リフトバスの運行を行います。	無
	既存 144	身体障害者自動車改造費助成事業	重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。	無
	既存 145	障害者自動車運転免許取得助成事業	障害者の就労等を促進するため、障害者の運転免許取得に要する経費を助成します。	無
既存 143	福祉有償運送運営協議会	道路運送法に基づき福祉有償運送運営協議会を設置し、非営利の送迎サービスである福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全性の確保、旅客の利便性などを協議する場を提供します。	無	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(3)「アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進」					
7-(3)-1	建築物のバリアフリー化の促進				
	バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う市の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	民間建築物指導業務 (バリアフリー対策関連)	バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」への適合、 審査、検査及び認定業務を行います。	無	建築都市局建築 指導課	
7-(3)-2	都市公園や河川、水辺のバリアフリー化				
	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。 <del>また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進めます。</del>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 118	バリアフリーの公園づく り	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバ リアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差 解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を 進めます。	無	建設局みどり・公 園整備課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
<b>(4)「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」</b>					
7-(4)-1	バリアフリーのまちづくりの推進				
	バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進 <b>に向けた関係機関連携の強化</b> 及びハード・ソフト一体となった取り組みの促進に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 133	人にやさしいまちづくりの推進(マーク)	身体内部に障害のある人を表す「ハート・プラスマーク」や、聞こえが不自由な人を表す「耳マーク」について、障害のある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及啓発を図ります。	11-(1)-3 11-(2)-2	障害福祉企画課 (差別解消)	
既存 133	人にやさしいまちづくりの推進	バリアフリーに関する事業や「バリアフリーウィーク」などの啓発活動を通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合い・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、「バリアのない」「バリアを感じない」「人にやさしいまちづくり」を推進します。	11-(1)-3	総務課(計画係)	
7-(4)-2	市街地の計画的な立地、整備の推進				
	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	北九州市立地適正化計画	病床数200床を超える病院などの大規模集客施設を「誘導施設」に設定し、都心・副都新、地域拠点などの「都市機能誘導区域」に誘導します。	無	建築都市局都市計画課(計画調整係)	
7-(4)-3	道路のバリアフリー化				
	障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 116	バリアフリーのまちづくり	障害のある人や高齢者など、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化に取り組みます。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行います。	7-(4)-4 7-(4)-6	建設局道路計画課	
7-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行の確保				
	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、警察と協力しながら、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 116	バリアフリーのまちづくり	障害のある人や高齢者など、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化に取り組みます。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行います。	7-(4)-3 7-(4)-6	建設局道路計画課	
7-(4)-5	公共的施設のバリアフリー化の推進				
	高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	民間建築物指導業務(福祉のまちづくり条例受付)	福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査及び検査を行いません。	7-(4)-7	建築都市局建築指導課	
既存 115	スポーツ施設ユニバーサルデザイン化推進事業	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。	6-(2)-2	市民文化スポーツ局スポーツ振興課	
7-(4)-6	障害者当事者との意見交換				
	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、 <b>障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、引き続き、必要に応じて、自治会等の地域団体及び障害者団体や専門家等で構成される障害者団体のプロジェクト「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」</b> 等と、 <b>障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、意見交換等</b> を行いながら進めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 116	バリアフリーのまちづくり	障害のある人や高齢者など、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化に取り組みます。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行います。	7-(4)-3 7-(4)-4	建設局道路計画課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
7-(4)-7	ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進				
	本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである <b>身体障害者</b> 専用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度(パーキングパーミット制度)の市民への着実な普及・浸透を図ります。また、 <b>企業等事業者</b> や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 148	ふくおか・まごころ駐車場推進事業	福岡県のパーキング・パーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、福岡県と連携して、利用証の交付や制度の周知・啓発等を行います。	無	障害福祉企画課 (差別解消)
既存	モラル・マナーアップ関連条例推進事業	迷惑行為防止の周知・啓発、迷惑行為防止活動団体の支援、迷惑行為防止重点地区における巡視活動等を行い、迷惑行為のない快適な生活環境の確保を図ります。	無	市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課	
既存	民間建築物指導業務(福祉のまちづくり条例受付)	福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査及び検査を行います。	有 7-(4)-5	建築都市局建築指導課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野8. 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)					
分野目標	障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。 また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。 (※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。)				
<b>(1)「情報通信における情報アクセシビリティの向上」「障害のある人に配慮した情報提供の充実等」</b>					
8-(1)-1	情報通信機器等の調達に係る配慮				
	市における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	ホームページを活用した情報発信事業	日本工業規格である「JIS X 8341-3」の規格に準拠したホームページ作成ガイドラインに基づき、アクセシビリティに配慮したホームページを作成します。	8-(3)-1	広報室広報課
8-(1)-2	パソコンボランティアの活用支援				
	障害のある人が障害特性に応じたパソコン操作を習得できるよう、パソコンボランティアを活用した支援を行います。 <b>また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンボランティアの養成と資質の向上に努めます。</b>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	パソコンサポーター養成派遣事業(養成)	障害のある人の福祉に理解と熱意を有する人を対象に、パソコンやその周辺機器等の使用に関する支援方法の講座などを開催し、障害者パソコンサポーターとして養成します。	無	障害者支援課(社会参加)
	既存	パソコンサポーター養成派遣事業(派遣)	パソコンやその周辺機器等についての支援を必要とする障害のある人に対し、その求めに応じてパソコンサポーターを派遣します。	無	障害者支援課(社会参加)
<b>(2)「障害者に配慮した情報提供の充実等」</b>					
8-(2)-1	北九州市障害福祉情報センターの充実				
	障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター(ウェブサイト等)の充実を図ります。				
8-(1)-3	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 159	情報・コミュニケーション支援事業(障害福祉情報センター事業)	様々なハンディによって、情報を得る機会が制限される障害のある人やその家族に対し、行政や民間において発信されるイベント情報や保健福祉情報等を収集して情報一元化を図り、ホームページ等による情報提供を行います。	無	障害者支援課(社会参加)
8-(2)-2	視聴覚障害者情報提供施設の充実				
	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館、 <b>聴覚障害者情報センター</b> )の充実を図ります。				
8-(1)-4	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 160	視聴覚障害者情報提供施設運営事業	点字刊行物及び盲人用録音物の貸出及び閲覧事業、点訳・朗読奉仕員の養成事業、聴覚障害者用字幕入りビデオカセットの製作及び貸出事業、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業などを通じて、視覚障害や聴覚障害のある人の福祉の増進を図ります。	無	障害者支援課(社会参加)
8-(2)-3	聴覚障害のある人のための支援推進				
	市が主催する講演会や講座において、手話通訳士や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくする <b>ヒアリンググループ(磁器気誘導ループ)</b> の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。				
8-(1)-5	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	補聴器誘導システムの貸出	会議や催し物を開催する団体・グループにヒアリンググループ(補聴器誘導システム)の貸出を行います。	無	障害者支援課(障害者相談支援)
	既存 158	奉仕員養成・派遣事業(派遣)	視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員等(手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員)の養成及び派遣を行います。	8-(3)-1	障害者支援課(社会参加)
	既存 161	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業(派遣)	盲ろう者支援に関する講義や実技を行う講座を開催して、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成します。また、盲ろう者に対して、通訳・ガイドヘルパーを派遣し、日常生活上最も困難としているコミュニケーション及び外出に対しての支援を行います。	8-(3)-1	障害者支援課(社会参加)

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
8-(2)-4 8-(1)-6	視覚障害のある人への情報の提供に関する対応			
	「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存 70	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信	点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、手話解説・字幕付き市政テレビの放映、閲覧支援ソフト(音声読み上げ・文字サイズ変更等)によるホームページ運用を行います。	無	広報室広報課
既存	市議会広報	点字版・音声版・テキスト版の北九州市議会だよりを発行するなど、市議会の審議内容、制度、運営事項その他市議会活動に関する情報を市民に提供し、市議会に対する理解と関心を高めます。	無	市議会事務局政策調査課
8-(2)-5 8-(1)-7	聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等			
	聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存	手話通訳等派遣団体の紹介	聴覚障害のある傍聴者からの依頼を受け、手話通訳者等の派遣を行っている団体を紹介するなど、傍聴しやすい環境を整えます。	無	市議会事務局総務課



番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
<b>(3)-(2)「意思疎通支援の充実」</b>					
<b>8-(3)-1</b>	意思疎通支援者の派遣の推進				
	障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる意思疎通支援者の養成に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。				
	<b>8-(2)-1</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 158	奉仕員養成・派遣事業	視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員等(手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員)の養成及び派遣を行います。	8-(2)-3	障害者支援課(社会参加)
	既存 161	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業(派遣)	盲ろう者支援に関する講義や実技を行う講座を開催して、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成します。また、盲ろう者に対して、通訳・ガイドヘルパーを派遣し、日常生活上最も困難としているコミュニケーション及び外出に対しての支援を行います。	8-(3)-1	障害者支援課(社会参加)
<b>8-(3)-2</b>	情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進				
	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。				
	<b>8-(2)-2</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 45	補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補聴器、意思伝達装置等)の購入又は修理、借受けに要する費用について補装具費を支給します。	1-(2)-1 1-(4)-1	障害福祉企画課(在宅支援)
	既存 46	日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、情報・意思疎通支援用具などを給付又は貸与します。	1-(2)-1 1-(4)-1 7-(1)-4	障害福祉企画課(在宅支援)
<b>8-(3)-3</b>	意思疎通が困難な重度の障害がある人に対する支援の充実				
	意思疎通が困難な重度の障害がある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談対応や支援等を行います。また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進等を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施します。				
	<b>8-(2)-3</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存	重度障害者等コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難なALS(筋萎縮性側索硬化症)等の重度の障害がある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、リハビリテーション専門職による相談対応や技術的支援を行います。また、コミュニケーション支援に関わる医療・障害福祉関係者のスキルアップ等を図るための研修会を実施します。	無	地域リハビリテーション推進課
<b>8-(3)-4</b>	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進				
	意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。				
	<b>8-(2)-4</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
	既存 162	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることが困難な重度障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を医療機関に派遣し、重度障害のある人と医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為を受けることができるように支援します。	無	障害福祉企画(在宅支援)

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度~34年度)				
<b>(4)(3)「行政情報のアクセシビリティの向上」</b>					
<b>8-(4)-1</b>	行政情報の提供の推進				
	障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。				
<b>8-(3)-1</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	ホームページを活用した情報発信事業	インターネットを通じて、市の計画や取り組み等さまざまな情報の発信を行います。アクセシビリティに配慮して読み上げソフトの導入、文字拡大機能を整備しています。	8-(1)-1	広報室広報課
<b>8-(4)-2</b>	障害のある人への災害・避難情報の提供推進				
	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心・まもるくん)、ウェブサイト、ツイッター等を活用し積極的に提供します。 また、携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。				
<b>8-(3)-2</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	災害・避難情報の提供	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心・まもるくん)、ウェブサイト、ツイッター等を活用して積極的に提供します。	9-(1)-2	危機管理室
<b>8-(4)-3</b>	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供				
	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。				
<b>8-(3)-3</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	「選挙のお知らせ」点字版、音声版の作製及び、市ホームページへの掲載	選挙公報の点字版及び音訳版を製作して配付するとともに、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情報提供を図ります。	10-(3)-4	選挙管理委員会選挙課
<b>8-(4)-4</b>	知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供				
	<b>障害や</b> 障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めます。				
<b>8-(3)-4</b>	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	分かりやすい情報の提供	知的障害のある人等にも分かりやすい情報を提供するため、必要に応じて、資料の簡素化、個別資料の作成などに努めます。	無	★障害福祉企画課(企画調整)

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野9. 安全・安心の実現(防災、防犯、消費者保護)					
分野目標	障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取り組みを推進します。 また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。				
(1)「防災対策の推進」					
9-(1)-1	北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進				
	地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要である。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組めます。 また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布等により市民の防災意識の向上に取り組めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	北九州市地域防災計画の策定	実際の災害で得た教訓をもとに、配慮を必要とする避難者への対応等について修正を行うなど、随時見直しを行います。	無	危機管理室
既存	防災啓発事業の推進	災害時に市民が命を守る適切な判断・行動がとれるよう、災害ごとにその特徴や避難の心得等を掲載した「防災ガイドブック」を全戸に配付します。	無	危機管理室	
既存 124	地区安全担当制度事業のさらなる推進	地域と連携・協力し、住民とともに災害に強いまちづくりを目指し、校区又は自治区会単位で地域に密着した各種防災対策に取り組めます。	無	消防局消防団・市民防災課	
9-(1)-2	障害特性に配慮した情報伝達の推進				
	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	災害・避難情報の提供	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心、まもるくん)、ウェブサイト、ツイッター等を活用して積極的に提供します。	有 8-(3)-2	危機管理室	
既存 176	視覚または聴覚障害者への避難情報の提供	視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。	有 8-(3)-2	危機管理室	
9-(1)-3	地域ぐるみの防災ネットワークの構築				
	災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりを促進します。 また、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 125・ 175	避難行動要支援者避難支援事業	避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進します。	有 7-(1)-7	危機管理室	
既存 177	みんなde Bousaiまちづくり推進事業	災害から命を守りぬぐために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指し小学校区単位で「地区防災計画」の策定を図るとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組めます。	有 7-(1)-7	危機管理室	
9-(1)-4	障害特性に応じた災害時支援の推進				
	障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。 また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	災害時障害者サポートマニュアルの活用	災害時等に、障害のある人が、個々の障害特性に応じた支援を得ることが出来るよう「災害時障害者サポートマニュアル」を活用した支援体制の推進に努めます。	無	障害福祉企画課(企画調整)	
既存	避難所運営	地域防災計画に基づき、避難所における要配慮者の有無を把握し、必要に応じた職員の派遣や支援を行うなど、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を行います。	無	危機管理室	
9-(1)-5	福祉避難所の確保				
	一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 175	避難行動要支援者避難支援事業(福祉避難所)	高齢者施設・障害者施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の設置を進めます。	無	地域福祉推進課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
9-(1)-6	災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進			
	災害発生後も継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存	事業所指導	集団指導や実地指導等を通じて、業務継続計画の作成を事業者等に指導し、災害発生時もサービスが提供できるよう促します。	無	障害者支援課(指定指導)
既存 178	災害時の投薬・透析などの医療提供体制の整備	災害時に設置される、市医師会災害医療・作戦指令センターで収集・分析した医療活動全体に関する情報等を活用した、投薬・透析などの医療の提供体制の整備を行います。	無	地域医療課
9-(1)-7	要配慮者利用施設における避難確保			
	水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存	事業所指導	両区域内にある施設の避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を定期的に調査し、事業者等の取り組みを促します。	無	障害者支援課(指定指導係)
既存	要配慮者利用施設への警戒避難体制の整備	危険区域内にある要配慮者利用施設に対して、避難情報の配信や避難確保計画等の作成を促進します。	無	危機管理室、建設局河川整備課
9-(1)-8	災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応			
	火災や救急事案が発生した時に、 <b>障害のある人からの緊急通報体制を推進します。</b> また、聴覚・や言語機能等に障害のある人が、いつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファックス119」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「あんしんメール119」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存 122	緊急通報システム事業	在宅高齢者や重度障害者等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、地域の協力員等と連携を図り、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	無	消防局予防課
既存	「ファックス119」 「あんしんメール119」	聴覚や言語機能等に障害があり電話による119番通報が困難な方が、ファックスやメールを利用して消防指令センターに緊急通報できる「ファックス119」や「あんしんメール119」を運営します。	無	消防局・指令課

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(2)「防犯対策の推進」					
9-(2)-1	聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応				
	障害のある人が警察へ緊急通報する手段である「ファックス110番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール110番」について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	「ファックス110番」・「メール110番」	防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。	無	市民文化スポーツ局安全・安心推進課	
9-(2)-2	犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進				
	地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	防犯カメラ設置補助事業	安全・安心な環境の構築をに向けて、地域住民や事業者の犯罪の抑止を目的とする公共空間を撮影する防犯カメラの設置に対して、設置経費の一部を補助します。	無	市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課
既存	防犯灯関連事業	夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行の安全を図るため、市と地元で分担しながら防犯灯を設置します。	無	市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(3)「消費者トラブルの防止及び被害からの保護」					
9-(3)-1	障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済				
	障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。 消費者トラブルに関する出前講座などでは、障害特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 135	高齢者等に対する消費者被害対策の推進	高齢者等への啓発を行い、また、民生委員や介護事業者など見守っている人に啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し被害未然防止につなげます。	無	市民文化スポーツ局消費生活センター	
9-(3)-2	消費者安全に関するネットワークの構築				
	障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の <b>消費者被害</b> の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	各関係機関と連携した消費者被害対策の推進	いのちをつなぐネットワーク推進会議や各区民児協地区会長会などで情報提供を行うことで、きめ細やかで視野の広いネットワークを構築し、消費者被害の未然防止につなげます。	無	市民文化スポーツ局消費生活センター	
9-(3)-3	消費生活相談体制の整備				
	市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。 また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害者理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	消費生活相談体制の整備	消費生活相談員に対して、様々な研修を実施することで、相談員の能力向上を図り、より質の高い相談体制を整備します。	無	市民文化スポーツ局消費生活センター	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止					
分野目標	<p>社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取り組みとの連携を図りつつ、<b>企業等事業者</b>や市民<b>一般</b>の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障害者差別解消法や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」(以下「市条例」という。)に基づき、<b>障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み障害者差別の解消に向けた取り組みを推進</b>します。</p> <p>また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組みむことにより、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。</p>				
(1)「障害を理由とする差別の解消の推進」					
10-(1)-1	障害を理由とする差別の解消に向けた取組				
	<p>障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」並びに<b>市条例</b>に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて<b>了着実に取り組みを着実に</b>進めるとともに、<b>企業等事業者</b>が適切に対応できるよう必要な対応を行います。</p>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 186、 187	障害を理由とした差別解消に向けた体制整備の推進障害者差別解消法推進事業	障害者差別解消法及び市条例に基づき、相談体制の整備、地域協議会の運営、普及啓発活動、職員に対する研修等、障害を理由とする差別の解消を推進します。	無	障害福祉企画課 (差別解消)
10-(1)-2	障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進				
	<p>障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。</p>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 70	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信	点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、手話解説・字幕付き市政テレビの放映、閲覧支援ソフト(音声読み上げ・文字サイズ変更等)によるホームページ運用を行います。	8-(1)-6	広報室広報課
	既存	障害者差別解消法推進事業(職員に対する研修)	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行います。	10-(1)-1	障害福祉企画課 (差別解消)
10-(1)-3	相談・紛争解決等を実施する体制の運用				
	<p>障害を理由とする<b>ある人に対する</b>差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」により<b>定めた障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により</b>、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。</p>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業(相談体制の整備)	障害を理由とする差別に関する相談窓口として「障害者差別解消相談コーナー」を運営します。また、市条例に基づき、紛争解決を図るための第三者機関を設置・運営します。	10-(1)-1	障害福祉企画課 (差別解消)
10-(1)-4	人権施策の推進				
	<p>人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とする北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。</p>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業	障害者差別解消法及び市条例に基づき、相談体制の整備、地域協議会の運営、普及啓発活動、職員に対する研修等、障害を理由とする差別の解消を推進します。	10-(1)-1	障害福祉企画課 (差別解消)
	既存	市民への人権啓発の推進	「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年齢層の市民を対象に様々な機会を通じて人権啓発を推進します。	無	人権推進センター

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
<b>(2)「権利擁護の推進、虐待の防止」</b>					
10-(2)-1	虐待の予防と早期発見				
	障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 141	障害者虐待防止の体制整備の推進	障害福祉サービス事業者の集団指導の機会を利用したり、定期的な障害者虐待防止研修を実施しする等の啓発活動を行います。	無	障害者支援課(相談支援)
10-(2)-2	障害のある子どもの <b>養護者保護者</b> への支援				
	児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、 <b>養護者保護者</b> に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。 <b>また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うなど、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。</b>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	子ども総合センターの運営	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。	無	子ども家庭局子ども総合センター
	既存	区役所相談窓口(障害者・高齢者相談コーナー及び子ども・家庭相談コーナー)での対応	「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。	無	障害者支援課(相談支援) 子ども家庭局子育て支援課
10-(2)-3	成年後見制度の利用促進				
	障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 139	地域福祉権利擁護事業	知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に、金銭管理、障害福祉サービスの利用に関わる助言・相談・援助を行ない、地域において自立した生活が送れるよう支援します。	無	障害者支援課(障害者相談支援)
	既存 140	市民後見人 <b>促進養成</b> 事業・権利擁護・市民後見センター運営補助事業	専門職後見人(弁護士・司法書士等)不足を補う「市民後見人」の養成を行うと共に、法人後見業務を適正に行う団体の運営を補助します。	無	障害者支援課(障害者相談支援)
10-(2)-4	成年後見制度利用支援事業の推進				
	成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みると」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。 また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 138	法律相談及び成年後見制度利用支援事業(成年後見制度)	判断能力が不十分で身寄りのない精神障害者、知的障害者の福祉を図るため、成年後見制度利用支援事業により、市長申立て事務及び生活保護受給者等に対し費用の助成を行います。	有 10-(2)-7	障害者支援課(障害者相談支援)
10-(2)-5	身体・知的障害者相談員の取り組みの推進				
	<b>当事者等が対応する相談体制として、市が委嘱する身体・知的障害者相談員による障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、相談員の資質向上を図ります。身近な相談先である身体・知的障害者相談員と区役所窓口との連携を強めます。また、研修等を通じて障害のある方の権利擁護に関する相談にも適切に応じることができる様に相談員の資質向上を図ります。</b>				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	身体・知的障害者相談員	障害のある方(障害児を含む)の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある方の福祉の増進を図ります。	3-(2)-3	障害者支援課(障害者相談支援)
10-(2)-6	障害福祉サービス利用者等からの苦情対応				
	障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンプズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、苦情解決に向けた措置を適切に講じるよう事業者等を指導するとともに、解決困難な場合は専門機関等を利用者を紹介するよう指導します。	無	障害者支援課(指定指導)



番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)			
10-(2)-7	高齢者・障害者あんしん法律相談の推進			
	障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。			
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲
既存 138	法律相談及び成年後見制度利用支援事業(法律相談)	弁護士会の協力により、障害者及びその家族等が抱える「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律にかかわる相談に応じます。	10-(2)-4	障害者支援課(障害者相談支援)

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
<b>(3)「行政等における配慮の充実」</b>					
10-(3)-1	市における合理的配慮の充実				
	市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」により、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	障害者差別解消法推進事業(職員に対する研修)	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行います。	10-(1)-2	障害福祉企画課(差別解消)	
10-(3)-2	市職員等の研修の実施				
	市職員等に対して、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	障害者差別解消法推進事業(職員に対する研修)	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行います。	10-(1)-2	障害福祉企画課(差別解消)	
既存	新規採用職員研修における福祉講義及び実習	新規採用職員研修において、福祉講義及び福祉実習を実施します。福祉実習では、窓口対応での基本姿勢、視覚障害のある方への配慮(ことばによるガイド等)、車いすユーザーへの配慮(車いす体験)等、実践的な研修を行います。	無	総務局職員研修所	
10-(3)-3	市における行政情報の提供における配慮				
	市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	ホームページを活用した情報発信事業	インターネットを通じて、市の計画や取り組み等さまざまな情報の発信を行います。アクセシビリティに配慮したホームページ作成ガイドラインと支援ツールを整備しています。	無	広報室広報課	
10-(3)-4	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供				
	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	「選挙のお知らせ」点字版、音声版の作製及び、市ホームページへの掲載	選挙公報の点字版及び音訳版を製作して配付するとともに、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情報提供を図ります。	8-(4)-3	選挙管理委員会選挙課	
10-(3)-5	投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保				
	移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	投票所の段差解消	投票所入口等の段差にスロープを設置して、障害のある方や高齢者の利便性向上を図ります。	無	選挙管理委員会選挙課	
既存	不在者投票の推進	病院や施設、郵便等による不在者投票を促進します。	無	選挙管理委員会選挙課	
10-(3)-6	資格試験等における配慮の提供				
	市が認定する資格の取得等において障害のある人に不利が生じないよう、 <b>検定試験</b> や講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存	資格試験等における配慮	市が認定する資格の取得等において、障害のある人に対し必要な配慮の提供を推進します。	無	★障害福祉企画課(企画調整)	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
分野11. 広報・啓発の推進(障害者理解の促進)					
分野目標	障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。				
(1)「広報・啓発活動の推進」					
11-(1)-1	幅広い広報・啓発活動の推進				
	障害施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。 その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業(広報・啓発活動の推進)	市条例の内容を周知するための啓発冊子を策定し、市民や事業者に向けて啓発に努めることにより、差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。	11-(1)-2 11-(1)-3	障害福祉企画課(差別解消)
既存 134	こころのバリアフリー啓発事業(障害のある人の人権啓発事業)	障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、人権啓発冊子の活用や出前講演の実施などによる積極的な啓発活動を行います。	無	障害福祉企画課(差別解消)	
11-(1)-2	障害者週間における啓発活動				
	障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演などの取り組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業(広報・啓発活動の推進)	市条例の内容を周知するための啓発冊子を策定し、市民や事業者に向けて啓発に努めることにより、差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。	11-(1)-1 11-(1)-3	障害福祉企画課(差別解消)
既存 120 156	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	3-(4)-4 11-(2)-1, 5 11-(3)-1	障害福祉企画課(差別解消)	
既存 151	障害者週間啓発事業	障害者基本法に定められた障害者週間において、障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。	11-(2)-1	障害福祉企画課(差別解消)	
11-(1)-3	「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進				
	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする、「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。 また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業(広報・啓発活動の推進)	市条例の内容を周知するための啓発冊子を策定し、市民や事業者に向けて啓発に努めることにより、差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。	11-(1)-1 11-(1)-2	障害福祉企画課(差別解消)
既存 133	人にやさしいまちづくりの推進(マーク)	身体内部に障害のある人を表す「ハート・プラスマーク」や、聞こえが不自由な人を表す「耳マーク」について、障害のある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及啓発を図ります。	7-(4)-1 11-(2)-2	障害福祉企画課(差別解消)	
既存 133	人にやさしいまちづくりの推進	バリアフリーに関する事業や「バリアフリーウィーク」などの啓発活動を通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合い・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、「バリアのない」「バリアを感じない」「人にやさしいまちづくり」を推進します。	7-(4)-1	総務課(計画係)	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
<b>(2)「障害及び障害者のある人に対する理解の促進」</b>					
11-(2)-1	障害のある人や障害福祉関係団体の参画による啓発活動の実施				
	障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業(障害及び障害者理解の推進)	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	11-(2)-2	障害福祉企画課(差別解消)
	既存 120 156	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	3-(4)-4 11-(1)-2 11-(2)-5 11-(3)-1	障害福祉企画課(差別解消)
既存 151	障害者週間啓発事業	障害者基本法に定められた障害者週間において、障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。	11-(1)-2	障害福祉企画課(差別解消)	
既存 92 167	セルフヘルプグループ支援	精神障害者の回復、社会復帰、社会参加のためのセルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広報・啓発する「セルフヘルプフォーラム」を開催します。また、「セルフヘルプフォーラム」の準備や各セルフヘルプ・グループ間の交流を目的とした「セルフハート会議」を開催します。	無	精神保健福祉センター	
11-(2)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進				
	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	障害者差別解消法推進事業(障害及び障害者理解の推進)	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	11-(2)-1	障害福祉企画課(差別解消)
	既存 133	人にやさしいまちづくりの推進(マーク)	身体内部に障害のある人を表す「ハート・プラスマーク」や、聞こえが不自由な人を表す「耳マーク」について、障害のある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及啓発を図ります。	7-(4)-1 11-(1)-3	障害福祉企画課(差別解消)
	既存 92	精神障害に関する啓発活動	出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	2-(1)-1	障害者支援課(発達・精神保健)
	既存 106 171	発達障害等啓発事業	外見から障害の有無を判断することが難しい障害のある人は、周囲から理解されにくい。シンポジウムの開催や啓発イベントの実施等を通して、市民へ啓発を行います。	無	障害者支援課(発達・精神保健)
	既存 92 167	精神障害に関する啓発活動	ひきこもりの問題に悩む家族や本人、関心をもつ市民が、ひきこもりへの理解を深め、望ましい関わり方について学ぶための「ひきこもりを考える集い」を開催します。	無	精神保健福祉センター
	既存 157	精神保健福祉に関する啓発事業	精神障害者が社会参加しやすい地域づくりを推進するため、講義や施設見学、当事者の話を聞くことなどを通じて、精神保健福祉への理解者を増やします。	無	精神保健福祉センター
	既存 173	難病に関する啓発活動	難病に関する情報の収集、啓発及び提供、並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図ります。	3-(2)-6	健康推進課
既存	ことばと聴こえの相談事業	言語障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、言語障害に関する研修会・出前講演等を行い、障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。	1-(3)-6 3-(1)-9	地域リハビリテーション推進課	
既存	若年性認知症対策事業	若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、支援者向け研修会の実施、本人や家族に対する必要な情報提供や相談支援を行います。	3-(2)-8	認知症支援・介護予防センター(認知症支援対策推進)	
11-(2)-3	視覚障害者誘導用ブロック等の理解促進				
	障害のある人が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 148	ふくおか・まごころ駐車場推進事業	福岡県のパーキング・パーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、福岡県と連携して、利用証の交付や制度の周知・啓発等を行います。	7-(4)-7	障害福祉企画課(差別解消)	
既存	障害者差別解消法推進事業(障害及び障害者理解の推進)	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	11-(2)-1	障害福祉企画課(差別解消)	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
11-(2)-4	学校における人権教育の充実				
	各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、各種研修会を通して周知を図り、人権教育の充実を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存	人権教育推進事業	人権教育は学校・園が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、個々の人権を尊重し、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校・園の教育活動全体を通じて取り組みます。	無	教育委員会指導第一課
既存 136	特別支援教育の理解啓発	保護者や市民、関係機関などに対し、障害のある子どもや特別支援教育についての理解・啓発を行います。	無	教育委員会特別支援教育課	
11-(2)-5	地域住民等との日常的交流の推進				
	地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人々が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 120 156	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	3-(4)-4 11-(1)-2 11-(2)-1 11-(3)-1	障害福祉企画課 (差別解消)
	既存	障害者差別解消法推進事業(障害及び障害者理解の推進)	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	11-(2)-1	障害福祉企画課 (差別解消)
	既存	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、地域との交流を図るよう事業者等に対し指導することで、地域住民との交流を促進します。	無	障害者支援課(指定指導係)
既存	障害者理解の促進	障害のある子どもとない子ども、あるいは様々な年齢層の地域の方々との「交流及び共同学習」の機会を組織的・計画的・継続的に設け、相互理解・障害者理解の促進につなげます。	6-(3)-2	教育委員会特別支援教育課	

番号	(次期)北九州市障害者支援計画(平成30年度～34年度)				
(3)「ボランティア活動等の推進」					
11-(3)-1	障害のある人を支援する取り組みの促進				
	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
既存 156	NPO活動・ボランティア活動の推進(市民活動)	市民活動サポートセンターでのNPO・市民活動に関する相談助言や情報提供を通じて、活動参加のきっかけづくりや交流機会の提供を行います。	無	市民文化スポーツ局市民活動推進課	
11-(3)-2	ボランティアの育成の推進				
	障害のある人に対する生活訓練や家族の一時的休息(レスパイト)等を行うため、障害のある人や子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援するとともに、ボランティアの育成を推進します。				
	分類	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	既存 120 156	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	3-(4)-4	障害福祉企画課(差別解消)
	既存 102	発達障害児・者家族等支援事業	家族会等が実施する啓発活動や相談支援、余暇活動等に対し選考を行い、事業費の一部を補助します。	無	障害者支援課(発達・精神保健)
	既存 101	障害者余暇活動支援者育成事業	障害者が自分らしく生き生きと暮らしていくため、当事者、家族、障害福祉サービス事業者、民間企業等も含めた余暇支援に関するネットワークを構築し、情報交換の場を設け、余暇支援活動の充実を図ります。	11-(3)-1	障害者支援課(発達・精神保健)
既存 132	福祉・ボランティア教育用副読本の作成	小・中学生が、地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、教育委員会や関係団体等との協働により、福祉・ボランティア教育用副読本を作成し、配布します。	無	総務課(計画係)	